

昭和四十六年四月 日

多摩美術大学

理事長 村田 晴彦

東京高等裁判所

民事三部 御中

上 申 書

左記のとおり上申いたします。

(一) 本学の沿革について

一、昭和十年五月に、たまたま旧帝国美術学校を専門学校に昇格する問題をめぐって学生ストが起つて、私は同郷の先輩北吟吉先生に頼まれてその解決を手伝うことになりました。

二、昭和十年三月に東横電鉄株式会社との間に東横沿線へ移転することを条件に、専門学校昇格のための資金(十万円)と校舎建築資金(十万円)を借り入れることになったのでありますが、学生達は移転反対の運動を起したので、学校は移転することが不可能となりました。

三、しかし北先生は新たに東横から校舎建築費十万円、財団基本金三万円を借り入れて、東横沿線に各種学校多摩帝国美術学校を創設して旧帝国美術学校と分れることになりました。

四、北先生は責任上校長を井上忻治氏にお願いしたいと言いつたが、井上先生はこれを固辞して受けず、二年間宛つの持廻り校長ということで、第一回を年長の杉浦非水先生にお願いすることになり、井上先生が学監ということになりました。

北先生は翌年二月に代議士に当選して、学校の経営は一切私に依託すると言いつた。

私は元来学校などはその任ではないので固辞しましたが、止むなく責任を持たされて北先生の代理として処理しました。

勿論東横との契約責任者は北吟吉先生ですが、学校設立名義人は北吟吉、牧野虎雄、杉浦非水、近藤正吾の四人でした。

また学校の認可、校地の契約も資金の借り入れもすべて北先生の代理で、東横との間で私がとり決めました。

五 私は主事兼学生監という名目でしたが、事實は経営上すべての責任を持たされました。しかし井上忻治先生と牧野虎雄先生の二人が私と三人の「一蓮托生」という盟約をしてくれましたので、経営費不足は牧野虎雄先生（油絵）の絵を借りてこれ売って経費を補うことになっていました。後に昭和医大からの借入れ肩代りした際、牧野さんには絵の売掛け代金全部を返済しました。

六 学校の設立は全く変則的なものでありまして、修業年限五年、日本画科、油画科、彫刻科、図案科の四科、学生定員五〇〇名でしたが、昭和十年の九月六日の創立日には一年生から五年生までを各科各学年に帝国美術学校から転入学させたのであります。

当時帝国美術学校には四五〇名の学生がいたのでありますが、帝国美術学校から分れてきたのは僅かに六十七名という少数者でした。即ち日本画科全学生数一名、油画科全学生数二十一名、彫刻科全学生数五名、図案科全学生数四十名、合計六十七名で開校という異例変則的な学校となりました。

七 加えて昭和十二年から戦時体制下に入ったわが国の美術学校などは入学生は激減の一途を辿っていたのであります。

八 昭和十八年昭和医大の上条秀介先生から二十万円を借受けて東横との間の負債の肩代りをしてもらいました。

最初の理事長は東横常務の丹羽武朝氏でありましたが、昭和十八年から理事長は昭和医大の斎藤浩氏になりました。

(二) 戦後の再建について

一、昭和二十年四月の空襲で学校は灰燼に帰し、一時溝ノ口の軍需工場を借受けて昭和二十一年から開校しました。開校経過は別に添付いたします。学生数は僅か八名でした。

二、昭和二十二年四月一日に専門学校令による多摩造形美術専門学校の認可を受け、た時に、私は上条先生にお願いして、学校に主体性を持たせて欲しいと言って、

それまで三名の理事を七名に増員し、学校側理事を四名、昭和医大側理事が三名ということになりました。

学校側からは井上、杉浦、村田、今井兼次（早大教授）の四名が理事となりました。

三、杉浦先生には名義上の理事長になってもらうことにして、経済的責任は一切とらないこと、また法人の役員人事等の重要業務についても一切を村田に任せることが条件になっておりました。また実際私が常務理事として、代表権を登記して、三十五年まで代表権を行使していました。

四、杉浦先生は昭和三十年に上京されましたが、生活上のことは大半学校が引受けていました。三十一年八月に杉浦先生（満八十才）は昭和医大に入院して前立腺の手術を受け、三カ月間入院していました。その間の入院費もまた夫人の生活費も一切学校が負担していました。

なお先生の死去する昭和四十年八月までは月々手当を送っておりました。

五、杉浦先生が三十五年の春に夫人翠子さんが死亡されて以来、大変落胆の結果遂に病床につかれ、三十五年の暮には再起不能と日赤内科部長に宣言されました。

このことは実際杉浦先生を献身的に看護してくれていた土屋登紀子さん（後に杉浦さんの養女になった）が一番よく知っております。

(三) 理事長交替の経緯

一、杉浦さんの病状について井上さんと逸見さんに報告しまして、今後の処置について三人で協議しました結果、逸見さんから「杉浦さんは実印を押すことも大変嫌っておることでもあり、これから愈々学校も借入金などが増大することであるから、この際理事長は交替した方がよい」と言われたので、私は逸見さんに事前に杉浦先生の諒解をもらってきて欲しいと申しましたが逸見さんは「いま杉浦先生は大病中だから、私が責任をもって後で諒解はとるから理事長を交替した方がよい」と言われたので、井上、逸見、村田の校内三理事の合意で手続をすることに決定しました。

二、他の校外の郷倉、奥村、佐々木の三理事は最初から「理事会、評議員会などには出席しない、経済上の責任は勿論、法人の役員人事等の重要業務についても一切村田に一任する。自分等^の名前は使ってよい、認印も使ってよい、その代

り迷惑はかけないこと」という条件で理事になって頂いていたのですから当然校内の常勤の井上、逸見、村田の三理事の責任において合意で決定しました。逸見さんは内容証明で、この事実を認めております。即ち「井上氏、村田氏と私が理事長交替に合意したことは事実である」といっております。

三、なお二十二年以来私が常務理事として代表権を登記して實際上代表者として対外的な契約はしておりましたが、学生数も増し、校舎増設などの必要上、理事長が存在しながら、いつも村田常務理事が対外折衝をしていることはおもしろくなく、対外的に不信感を招いたのであります。

井上、逸見さんもこれらのことが充分判っておられ、これを憂慮されていたのであります。

四、かくて昭和三十六年二月二十五日理事長交替の形式を整えて登記も済ませたのであります。

五、杉浦氏の理事長就任承諾書、理事長辞任承諾書も、また郷倉与作、奥村義三の理事就任承諾書もすべて当初から村田が保管使用を承認されていた印鑑を使用したのであります。

(四) 野口昭三氏の無断持出し書類について

一、野口昭三氏は昭和三十五年十月以来庶務主任として職務上本学の書類および備品の整理保管をしておりました。また法人に関する書類の保管もしておりました。

二、昭和三十九年十二月十九日に野口氏は、昭和三十六年二月二十五日の理事会の予備書類（無印鑑）および杉浦朝武氏の理事長辞任承諾書の予備書類（無印鑑）を無断で校外に持出して、これを地裁民事八部へ甲第二五号証として提出したのであります。

三、さらに昭和三十九年十一月十四日の評議員の改選に際し、評議員決定の氏名書類も校外に持出してあります。（コピー通りのもの、後に提出いたします）この持出書類が学校にないことを申立てて逸見氏は第一審法廷において「昭和三十九年十一月十四日の理事会においては評議員は決定しなかった」と証言しており、当方敗訴の一因を作っているのであります。

四、野口昭三氏は、なおまた昭和三十九年十二月十九日に重要書類十数点を大学予

備室から校外に持出して、これを自由が丘で三沢覚三氏に手渡し、三沢はこれを小島利雄弁護士事務所に届けて村田告訴の資料にしました。(三沢の証言及び持出し書類の写真を別に提出します)

(五)の一 杉浦朝武(非水)氏との関係について

一、杉浦非水先生は旧帝国美術学校の図案科主任教授でありました。

二、昭和十年九月六日多摩帝国美術学校が出来るとき設立者の一人となって頂き、校長もお願いしました。

昭和十二年財団法人の出来るとき理事三名中学校側から一名の理事として財団の理事にもお願いしました。

勿論経済上の責任は一切掛けないことが条件でありました。

三、杉浦先生は昭和十七年暮に井上忻治先生に、役職すべてを引いて画業に専念したいからと辞任の申し出がありました。そして昭和十八年以來軽井沢へ疎開されました。

四、昭和十八年に東横との借入金で昭和医大に肩代りしてもらいましたが、実は昭

和十七年暮の肩代り問題についての北、井上、牧野、村田、杉浦五人の相談の会合に杉浦先生から当日の欠席と校長と理事辞任の手紙が井上先生に来たのであります。(後に手紙の写を提出いたします)

五、杉浦先生の心境も止むを得ないことではあるが、折角の東横から昭和医大に肩代りするに当り、杉浦先生が理事を辞められることは、昭和医大に対する関係からまた杉浦先生に対する名誉保持のため、一切の迷惑はかけないから理事の名義だけを拝借させて欲しいと特に村田から手紙でお願いして諒解を得ました。

六、東横時代は理事長は東横の丹羽武朝氏で、昭和医大になってからは昭和医大の齋藤浩氏となりました。

七、昭和二十二年に専門学校令による多摩造形芸術専門学校の認可を受けた時始めて昭和医大の上条学長にお願いして、理事四名を学校側に、昭和医大側理事は三名ということにして、理事長も学校側にと諒解を得て、杉浦先生の名誉保持のために、理事長を杉浦先生にお願いいたしました。

八、勿論当時杉浦先生はまだ軽井沢に疎開中でしたが、村田が常務理事として法人

の一般業務は勿論法人役員人事等の重要業務一切の責任を負うからご迷惑は一切お掛けしないことを条件として理事長就任をお願いしたのであります。(後に杉浦夫人翠子さんの手紙の写を提出いたします)
九、従って昭和三十三年の郷倉与作氏、奥村義三氏の理事就任についても、また三十五年の佐々木長次郎氏の理事就任等の重要人事の取扱も村田、井上、逸見の常勤校内三理事の責任において手続をとったのであります。

一〇、杉浦先生は三十年に上京されましたが、三十二年に大病を患らわれて入院手術をされましたが、一切の費用は大学で支払いました。
病後の先生は、三十三年度、三十四年度も、たまにしか学校へは見えませんでした。したが、三十五年の春に夫人を亡くされて先生も間もなく病床につかれ、三十五年暮には再起不能と日赤内科部長に宣言されました。

一一、本学も大学としての建設が愈々多事多端な時期となりましたので、校内の常勤三理事の井上、逸見、村田で協議し、三人合意の上で理事長交替を決定して昭和三十六年二月二十五日にその手続をとりました。
勿論郷倉、奥村、佐々木の所謂校外三理事は就任の条件が、一切の責任をとら

ない、理事会、評議員会にも出席はしない、難かしい事は一切断わる、すべて杉浦理事同様法人の一般業務は勿論法人の重要業務一切も校内の三理事に事前一括一任ということになっていたのであります。

(井上学長の手記の写、逸見梅栄氏の内容証明の写を後に提出いたします)

(五)の二 逸見梅栄氏との関係について

一、昭和十年九月に多摩帝国美術学校が設立されるに当り、北吟吉氏の紹介状を持って村田が当時奥沢の逸見さん宅に伺い、仏教美術の講義を週一回、二時間担当するようにお願いいたしました。

当時逸見さんは駒沢大学の専任教授でありましたが、上野毛は近いからと言って引受けてくれました。昭和十八年まで時間講師をされておりました。

二、逸見さんは昭和十八年頃、駒沢大学で学長問題でごたごたが起りましたとき、その責任をとって駒沢大学を辞して郷里へ帰ると言っておられました。その時こちらの学校も辞して郷里山形のお寺へ帰られました。

三、昭和二十五年春、上京されて(当時は仙台の梅檀学園高等学校の校長をしてい

ましたが、多摩が短期大学になったときなので、その方法や手続などを聞かれ、栢檀学園も短大にするのだと言って帰られました。

四、昭和二十六年春に上京された時「俺はもう宗門の学校は懲りごりだ。いまの宗門は葬式仏教だ」と罵倒されて「多摩の専任にしてくれ、今後は多摩で仏教美術を研究して生涯を送りたい」と言っていました。

五、本学が昭和二十六年の学制改革で学校法人に切替った時、早大の今井兼次氏に代って逸見さんに理事に入ってもらいました。

六、逸見さんが二十六年から三十年頃まで、駒込吉祥寺の境内の家から上野毛まで毎日通って来ておられました。往復に三時間もかかるので学校の近くに引越したいと言われ、学校で構内に職員住宅を一戸建て、逸見さんに一時住んでもらうことにしました。

七、井上学長の住宅が学校へ五分位、私の住居が学校へ五分位の処なので、井上、逸見、村田の三人は昭和三十年の暮以来毎日学校へ出て校内常勤三理事として教務の事から学校経営上の法人の一般業務及び教職員の人事並びに法人の役員人事に関する重要業務は逐一、三人で協議決定して学校運営に当たっておりました。

た。

八、また理事長交替については、寧ろ逸見さんから提案されたことであります。

定年制問題も昭和三十五年から逸見さんが「自分が七十才になったら自分から定年制実施のことを言い出す」と言われていたのであります。

九、なお「学校の敷地内に職員を置くことはほんとによくないことである。私の経験から私が一番よく知っていることだから私の出た後には絶対職員は入れないようにして欲しい」と井上学長に申していたのであります。

一〇、これ程万事に理解があり、凡てを承知の逸見さんが、三十九年十二月末頃から

1. 三十六年二月の理事長交替は知らなかったとか
2. 本学が昭和四十一年四月一日から実施した定年制は決定していないといってこれを否定して「学校は辞めないのだからまだ理事なんだ」と主張したり、
3. 構内からの立退きを拒否したり、
していることは全く理解に苦しむのであります。

一一、しかも逸見さんは現に、川崎市の小田急沿線ひばりヶ丘近くに土地を七〇坪（時価坪一五万円）更地で持っております。さらに東急田園都市線藤が尾駅近

くに、一二〇坪の土地を持ち、住宅も二棟あり、土地二筆で時価二千万以上もするといわれ、土地と住宅をも持ちながら、学校構内からの立退き要求を承知せず、五百万円の立退料をよこせと言われたのであります。

一三、逸見さんが昭和三十九年十二月以来、何故こんなにまで、かたくなになったのか全く判断に苦しんでおりますが、これも正常化促進連盟との関連によって学校にゆすぶりをかける意図によるものかと思われれます。

(六) 杉浦朝武氏の大学葬について

一、昭和二十六年二月二十五日の理事長交替については、私は養女登紀子さんに理事長交替のことに関し、逸見さんが杉浦先生のところへ諒解に行くことになっていたのですがまだ行ってないかも知れないが、貴女からも杉浦先生に理事長交替の事情を伝えて欲しいといったところ、登紀子さんは即座に「それは当然のことであります。杉浦先生も学校のことは何から何まで村田先生がやっておられるので、私は当然理事長は辞めなければならぬと常に申しておりますから、私からよくそのことは杉浦先生に申し伝えます。大丈夫ですよ」と引受

けられました。

二、その後登紀子さんから「杉浦先生は理事長を辞めるかわりに死去の節は多摩美術大学葬にして欲しい」と申されましたので、早速井上、逸見両理事にこの旨を伝えたところ、両理事は「それは当然のことだ」といわれて、杉浦先生を大葬にすることに決定した旨を登紀子さんに伝えました。

三、従って杉浦理事長の理事長交替のことは逸見さんが責任をとると言われたことでもあり、その上登紀子さんから既に杉浦先生に話をして承知の上のことでもあります。このことに関する責任は当然逸見理事がとることになっていたので、万一にも郷倉、佐々木、奥村三理事に諒解が必要であるとするならば、その責任は逸見氏にあるのであります。

四、しかし前にも申しましたように、井上、逸見、村田の校内三理事には杉浦氏ともども郷倉、佐々木、奥村の三氏も事前に法人の一般業務のみならず役員人事等の重要業務についても一括一任していたのでありますから奥村氏、郷倉氏、佐々木氏等三理事は三十六年二月二十五日の理事長交替については、とかくの異議は全然なかったのであります。

五、なお杉浦理事（非水氏）は三十六年の理事長交替以後においても村田に対する信頼感においては何等変ることとはなく常に感謝の意を表していたのであります。杉浦氏からの数々の感謝とお礼の手紙の写を後に提出いたします。

六、杉浦理事の昭和四十年八月十八日死去に伴う大学葬のことについては既定の事実として杉浦氏の遺族との間においてこれを取計らったのであります。

七、この間の事情については養女登紀子さんおよびその実弟山本弘之氏との間の葬儀に関する話合いや費用の負担、および弔慰金の支払等についても登紀子さんと実弟山本弘之氏が最もよく御存じのことでありますが、葬儀費用その他の領収書および登紀子さんからの感謝の手紙の写を後に提出いたします。また村田と山本弘之氏の会談内容についても後に書類写を提出いたします。

(七) 四年間平穩であったことについて

一、昭和三十六年二月二十五日の理事長交替以後三十九年十一月十四日の理事会に至るまでの間においては至って平穩裡にあつて校舎の建築、大学院の創設、環状八号線の補償についての東京都との交渉等々の重要業務に関しても杉浦氏、

郷倉、佐々木、奥村氏等からは何等の異議も抗議の申出でもなかつたのに一億五千万円の補償金の受領の決定以後において突然降つて湧いた如くに理事長交替問題の異議が出たことが不思議に思われます。

二、しかも昭和三十九年十一月十四日の村田理事長招集の理事会には四理事出席し、三理事は委任状を提出して決議決定した決議による教職員定年規程を否定したり、また評議員の改選に伴う人選を否定して、その後の評議員会、理事会の不存立をとなえているなど自己矛盾も甚だしく全く判断に苦しむものであります。

三、しかも逸見、佐々木、郷倉三氏は昭和四十年一月二十五日の評議員会および二月二十二日の理事会、三月二十九日の理事会にも出席し、また四月二十六日の評議員会および四十一年五月十三日の評議員会にも逸見、郷倉、佐々木の三氏は出席して他の評議員とともに評議決議に署名しているのであります。後にこれ等の写を提出いたします。